令和４年１０月
国土交通省海事局

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令の一部を改正する省令（概要）

１．背景

近年、いか釣り漁業において、我が国排他的経済水域内における外国漁船の漁場占拠により安全性の確保が望めないことから、長期間にわたり操業機会を喪失し、経営維持が著しく困難となっている。このような背景から、当該漁業の再編整備を進めるために減船（漁業を取り巻く国際環境の変化等に対処するために実施される漁船の隻数の縮減をいう。以下同じ。）が実施され、これに伴い離職者（減船に伴い離職を余儀なくされる者をいう。以下同じ。）が生じる見込みである。

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和 51 年法律第 43 号）において、政府は、離職者のうち、再び船員となろうとする者に対して、求職活動の促進や生活の安定を図ること等を目的とした職業転換給付金を支給できるとされており※、その支給対象は、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令（昭和 51 年運輸省令第 25 号。以下「支給基準省令」という。）で規定されている。

今般の減船の対象とされる漁船は、現行の支給基準省令において支給対象の範囲外となっているため、当該減船に伴う離職者が支給対象となるよう、支給基準省令を改正する必要がある。

※　陸上勤務を希望する場合は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）により、職業転換給付金が支給される。

２．改正の概要

現在、職業転換給付金の支給対象を、中型いか釣り漁業（総トン数 30 トン以上 139 トン未満の動力漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業をいう。）のうち、北緯 20 度の線以北、東経 169 度の線以西の太平洋の海域を操業区域とするものとしているところ、今般、減船が予定されているいか釣り漁船が対象に含まれるよう、総トン数の上限及び操業区域について見直しを行う。

３．今後のスケジュール（予定）

公布・施行：令和４年 11 月末（公布日施行）